令和７年度　県内事業者の皆様へのお知らせ　R8.3.16

大分県物価高騰対応業務改善奨励金

業務改善助成金（厚生労働省）に県独自の上乗せ
機器導入等による生産性向上と賃金引上げを行う中小企業等を応援！

国の業務改善助成金に上乗せして、最大100万円の補助が受けられます！

【お知らせ】：申請書提出期限を延長しました。
令和８年３月２７日まで申請いただけます。

生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取組を行い、事業場内最低賃金を３０円以上引上げ、国の業務改善助成金を受給した事業者に対し奨励金を支給します。
また、業務改善助成金の申請に必要な事務に係る社会保険労務士等への報酬も奨励金の対象とします。

【対象者】次の中小企業等が奨励金の対象者となります。

国の「業務改善助成金」の交付額確定を受けた事業者

令和６年４月１日以降に交付決定の通知を受け、令和８年３月２７日までの間に交付額確定の通知を受けている中小企業・小規模事業者（個人事業者含む。）

【支給額】次に掲げる①＋②の金額を奨励金として支給します。
（①業務改善助成金上乗せ分についてはいずれか該当する枠を選択してください）

①－１　通常枠　業務改善助成金上乗せ分

業務改善助成金（国）における対象経費支出額から助成金を除き、1/2を乗じた額と奨励金上限額（750,000円）を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。
ただし、奨励金の額は国助成金額の範囲内に限ります。

①－２　重点枠　業務改善助成金上乗せ分

令和７年４月１日以降に業務改善助成金（国）の申請を行い、**本年度の最低賃金の改定幅を超えて（８２円以上）事業場内最低賃金**引き上げた場合の補助率及び補助上限を以下のとおり拡充します！

業務改善助成金（国）における対象経費支出額から助成金を除き、2/3を乗じた額と奨励金上限額（1,000,000円）を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。
ただし、奨励金の額は国助成金額の範囲内に限ります。

② 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を**100千円を上限**に奨励金として支給します。

【申請書等提出期限】

~~①業務改善助成金交付決定報告書　：　令和８年１月３０日~~
②業務改善奨励金申請書兼請求書　：　令和８年３月２７日

令和８年１月5日より①業務改善助成金交付決定報告書の提出が不要となり、手続きが簡素化されました。

【※1】奨励金申請書兼請求書には国助成金交付決定通知書、国助成金交付額確定通知書等の写しの添付がそれぞれ必要になります。受け取られた際は大切に保管してください。
【※2】奨励金申請書兼請求書を提出する際は、引上げ前後の賃金額が記載された箇所（事業実施結果報告の賃金状況が記載された箇所等）に「原本に相違ない旨」を記載し、日付、代表者名を記入してください。

【 問い合わせ先 】
大分県商工観光労働部雇用労働室
TEL 097-506-3354･3353
8:30～17:15（月～金まで、土日･祝日は除く）
（大分市大手町３丁目１番１号　県庁本館7階）

各種支援制度の情報は
中小企業支援ポータル！
https://oita-chusho.jp/
※ポータルトップページの「キーワード検索」に「**令和７年度　奨励金　お知らせ**」と入力して検索！

業務改善助成金（厚生労働省）の活用

① 概　要

・生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を３０円以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する厚生労働省の制度。

・補助率は、引上げ額・人数等に応じて **3/4～ 4/5**（上限額は30万～600万円）。

② 活用事例（厚生労働省ホームページ掲載の活用事例集から抜粋）

業　種	設備投資の内容	
製造業	調理器具類	原料充填機（ケーキ生地、ジャムなど）、食材カッター、食材皮剥き機、パン発酵機
	包装機	シュリンク包装機、菓子個包装機械
	冷凍・冷蔵庫類	冷凍庫、冷凍冷蔵庫
	その他	経理システム、工程管理システム、生産管理システム、フォークリフト、特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）、改修等によるレイアウト変更、ベルトコンベア、ミシン
卸売業・小売業	POSレジシステム、自動釣銭機等	POSレジシステム、自動釣銭機
	フォークリフト・特殊用途自動車類（それに準ずるもの含む。）	フォークリフト・運搬用冷凍庫
	調理器具類	ミキサー、焙煎機、食品裁断機
	その他	食品卸売システム、会計・仕入・販売システム、顧客管理システム、受発注機能付きホームページ、経営コンサルタント、人材育成・教育訓練、真空包装機
宿泊業・飲食サービス業	調理器具類	スチームコンベクションオーブン、食材スライサー、業務用製氷機
	POSレジシステム、自動釣銭機等	POSレジシステム、自動釣銭機、券売機
	洗浄機（食器洗浄機）	食器洗浄機、全自動鉄板洗い機
	その他	管理システム、オーダーシステム、給与システム、業務用冷凍庫、業務用冷蔵庫、温蔵庫、改修等によるレイアウト変更、人材育成、ベルトコンベア
生活関連サービス業・娯楽業	美容器具・施術器具類	脱毛器、デジタルパーマスチーマー類、育毛器
	シャンプーユニット	シャンプーユニット（調節機能付き）
	洗濯機・乾燥機	業務用乾燥機、業務用洗濯乾燥機
	その他	経営ソフト、顧客管理システム、オーダーシステム、教育研修費用、集球設備（ゴルフ練習場）、平型包装機（クリーニング業）
医療・福祉	福祉車両	引上げリフト付き福祉車両、スロープ付き福祉車両、大人数送迎可能福祉車両
	歯科用チェアユニット	チェアユニット（清掃機能付など）
	施術ベッド・医療ベッド類	電動式ベッド（調節機能付）、ウォーターベッド型マッサージ器
	その他	受発注機能付きシステム、診療予約管理システム、食器洗浄機、治療器具洗浄機、POSレジシステム、自動釣銭機、レントゲン装置、CT設備、改修等におけるレイアウト変更

※原材料費の高騰などで利益率が３％ポイント以上低下している場合等には、以下の生産性向上に資する自動車やパソコン等が補助対象となる場合があります。

・乗車定員７人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車（特殊用途自動車を除く）

・パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末及びその周辺機器（新規導入）

※上記のほかにも助成対象となる取組が多数ありますので、詳細については**「業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）」**にお問い合わせください。